

議案第 22 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 13 年 3 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 13 年 3 月 22 日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成 10 年鳥取県指令市振 3 第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「鳥取県倉吉市八屋 307 番地の 4」を「鳥取県倉吉市上井 320 番地 11」に改める。

附 則

この規約は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。